令和3年度 課の運営方針書

公平委員会事務局

課の運営方針

【課の使命】

地方公務員法に基づき、職員の勤務条件に関する措置の要求、職員に対する不利益処分に関する審査請求、職員からの苦情相談、職員団体の登録に関すること等、公 平委員会の事務を行います。

【課の目標】

- ①定例会の開催 規則どおり毎月開催します。
- ②職員の勤務条件に関する措置の要求に対する審査等 措置の要求が提出された場合は、公平委員会を開催し要求に対する調査、審査、判定等を行います。
- ③職員に対する不利益処分に関する審査請求に対する裁決等 審査請求が提出された場合は、公平委員会を開催し請求に対する調査、審査、裁決等を行います。
- ④職員からの苦情相談の処理 苦情相談があった場合、公平委員会から指名された職員相談員(事務局職員)が相談業務を行い、公平委員会の指揮監督のもと必要な措置を行います。
- ⑤職員団体の登録に関すること

【働き方改革による業務改善等の取組み】

事務マニュアルのさらなる充実等により、事務の効率化を図ります。

0 千円

2 担当(係)の使命(果たす役割)

課(事務局)が果たす役割と同じ

- 3 課の経営資源
- (1)課の体制

(2) 事業規模

歳入予算額

会計年度 会計年度 うち 人件費 職員数 0.15 人 正職員 0.15 人 0 人 正職員 1,089 千円 0 千円 任用職員 任用職員 ※R1職員平均給与(7.261 千円)ベース ※予算計上額

担当予算事業数 歳出予算額 1,751 千円 (正職員人件費を除く) 0 事業

公平委員会事務局

4 課の中期目標(優先順) 第2次周南市まちづくり総合計画・後期基本計画に掲げられた基本施策を実現するための推進施策

目標	推進施策	実現したい成果(最終目標)
1	9 都市経営 2 適正かつ透明な行政運営の推進 6 その他 (公平委員会事務局)	毎月定例会を開催するとともに、職員の勤務条件に関する措置の要求、職員に対する不利益処 分に関する審査請求、職員からの苦情相談などがあれば、地方公務員法に基づき対処します。